



府評広 第94号-2
平成25年8月20日

独立行政法人国立公文書館
館長 加藤丈夫 殿

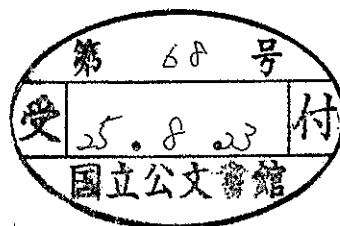
内閣府独立行政法人評価委員会評価結果
委員長 上野俊一

平成24年度における業務の実績に関する評価結果について

標記について、独立行政法人通則法第32条第3項に基づき、別添のとおり通知いたします。

以上

- 添付書類： 1 独立行政法人国立公文書館の平成24年度の業務実績に関する
項目別評価表
2 独立行政法人国立公文書館の平成24年度の業務実績に関する
総合評価表



独立行政法人国立公文書館の総合評価表（平成24年度業務実績）

評価項目	評価基準
I. 項目別評価の総括	
1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	
(1) 体制の整備	<p>1. 公文書管理法の施行実績を踏まえ、利用審査部門業務の拡大に対応するために2名の公文書専門員（非常勤職）を増員し、期待される機能の円滑な実施に対する組織体制の整備が行われていることは評価できる。</p> <p>2. 公文書管理法の施行に伴い、先進諸国並みの大量の歴史公文書等を取り扱うこととなるなかで、従来の枠組みを十分に使いこなし、対応 展開させたことは高く評価できる。</p> <p>3. 収蔵スペースについては、つくば分館の改修費用等が認められたが、今後さらなる増築の検討が必要である。</p>
(2) 歴史公文書等の移管、保存に関する措置	<p>1. 行政文書ファイル等の移管・廃棄等に関する手順書作成や歴史公文書等選別の支援業務等の取組は非常に高く評価できる。</p> <p>2. 東日本大震災に関する行政文書ファイル等の移管についての基本的な考え方を整理し、その周知徹底を図った。</p> <p>3. 内閣府パイラット事業から引き継がれた中間書庫業務について、今後の積極的な取組を期待するとともに、対費用効果からの長期的な検討や、運用の在り方等見直しの検討を行うことが期待される。</p>
(3) 歴史公文書等の受入れ、保存、利用 その他の措置	<p>1. 行政機関、独立行政法人等及び司法府からの歴史公文書等の受入れを計画に基づき、適切に実施している。また、立法府からの歴史公文書等の受入れに向け内閣府への助言を積極的に行うなど取組を期待したい。</p> <p>2. 一部の行政機関からの受入れについては、レコードスケジュールが確定するまでに時間を要したことから、最終の受入れが12月となつたが、それ以外の受入れについては、計画的かつ適切に実施されていた。</p> <p>3. 民間の歴史公文書等の寄贈・寄託の受入れについて、民間への情報提供等の周知に努めるとともに、その方法について一段の工夫が望まれる。</p>
① 受入れのための適切な措置	<p>1. 電子媒体の歴史公文書等の受入れ及び保存を適切かつ着実に実施していた。保存に当たっては、長期保存フォーマットへの変換等の作業を行い、電子公文書システムに長期保存の措置を行った。</p> <p>2. 保存担当職員の専門的技術は国際的にも高く評価されてきており、それを維持・発展できるよう、より一層の態勢を整えることが期待される。また電子記録の保存については、技術上も十分な見通しがたっていないので、国際的な動向を注視し、積極的な研究を進める必要がある。</p>
② 保存のための適切な措置	<p>1. 初めての試みとして、公募により京都と大阪の2か所において館外展示を開催するなど積極的に取り組んではいるとの認められる。</p> <p>2. 要審査文書についての利用請求については、館が定めた期間内に内に審査し、利用に供するように努めたことは評価できる。とりわけ、利用頻度が高い要審査文書について、迅速に利用に供することができるように、利用制限区分の見直しを行った。</p> <p>3. 國際的に比較した場合に圧倒的に少ない職員数であるにもかかわらず、利用サービスの充実に傾注してきたことは高く評価できる。また、業務達成度の重要な指標である利用者数や閲覧冊数等の増加につなげるため、要審査文書の利用制限区分の処理件数の見直しを行うことでも考えられるのではないか。</p>
③ 利用のための適切な措置	<p>1. 利用のための試みとして、公募により京都と大阪の2か所において館外展示を開催するなど積極的に取り組んではいるとの認められる。</p> <p>2. 要審査文書についての利用請求については、館が定めた期間内に内に審査し、利用に供するように努めたことは評価できる。とりわけ、利用頻度が高い要審査文書について、迅速に利用に供することができるように、利用制限区分の見直しを行った。</p> <p>3. 國際的に比較した場合に圧倒的に少ない職員数であるにもかかわらず、利用サービスの充実に傾注してきたことは高く評価できる。また、業務達成度の重要な指標である利用者数や閲覧冊数等の増加につなげるため、要審査文書の利用制限区分の処理件数の見直しを行うことでも考えられるのではないか。</p>

評価項目	評価
④ 地方公共団体等との連携協力のための適切な措置	<p>1. 地方公共団体との連携協力を持つ着実に行つた。</p> <p>2. 公文書管理法の努力義務規定を踏まえ、地方公共団体、関係機関等との連携協力のため適切な措置を講じていると認められる。また、地方の要望に応じた柔軟な対応がなされている。</p> <p>3. 全国公文書館長会議をはじめとする関係機関との連携協力態勢は高く評価できる。</p>
⑤ 國際的な公文書館活動への参加・貢献	<p>1. ICAやEASTICAをはじめとする国際的団体や国際会議における積極的な活動や貢献は極めて高く評価できる。日本の公文書館制度が世界水準に近づくよう、より一層の参加・貢献が行われるとともに、国内へのその成果の還元が期待される。</p>
⑥ 調査研究	<p>1. 調査研究については、先駆的な取組をしている欧州の電子記録管理システムについて調査し、ホームページにて公表した。また、複製物作成に当たって、デジタル化技術についての委託調査を実施し、この結果についてもホームページにて公表しており評価できる。</p> <p>2. 歴史公文書等の保管、保存、利用の諸分野において、日本における研究をリードするまでに発展させてきたことは非常に高く評価できる。法施行後の環境の中においても、それを維持・発展させることが望まれる。</p>
⑦ 被災公文書等修復支援事業の実施	<p>1. 前年度に引き続き、東日本大震災により被災した地方自治体における人材育成や長期保存に必要な措置に関する研修を行うなど修復支援事業に懸命に取り組んだことは高く評価できる。今後とも被災した自治体に必要な支援を行うよう検討することが期待される。</p> <p>2. 法施行直前に発生した未舗装の災害に際して、本事業は国立公文書館の専門的技術力と公文書館ネットワークの有する力を端的に示すことになったことは高く評価できる。当該事業を通して得られた知識を今後の公文書館活動に活かされることが期待される。</p>
(4) 研修の実施その他の人材の養成に関する措置	<p>1. 行政機関や独立行政法人等の職員への研修は公文書管理法第32条によって新たに明確に位置付けられた活動であり、公文書管理業務の初任者から公文書館等の専門職員までを幅広い多様なプログラムによって養成する態勢を整備したことには非常に高く評価できる。</p> <p>2. 国立公文書館主催の国の職員等に対する研修において、公文書管理法施行後2年目を迎えて、制度への関心の高まりを背景に、目標を大きく上回る受講者数を確保している。</p> <p>3. 「公文書管理研修」「アーカイブズ研修」の2つの体系のもと研修を着実に実施し、研修の実施状況の分析を行っている。</p> <p>4. 公文書管理はその重要性にもかかわらず日本では対応が遅れていた分野である。人材の育成は急務であり、国立公文書館には一層力を注いでいただきたい。</p>

評価項目	評価
(5) アジア歴史資料のデータベースの構築 及び情報提供	<p>① データベースの構築</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. アジア歴史資料センターのデータベースの構築作業は数値目標を達成しているとともに、データベースの精度の向上(既公開データの選択及点検や辞書機能の向上)に努めているとともに、データベースの精度の向上(既公開データの選択及点検や辞書機能の向上)に努めており、評価できる。 2. 当該データベースの有用性は高く評価されたが、情報技術の進展にともない新たな利用サービスを向上させることが望まれる。 3. 利用者の利便性にもつなげるよう外務省外交史料館、防衛省防衛研究所との関係を強化すべきではないか。また、データを自ら収集できないアジア歴史資料センターとしては、国の関係機関に対して資料の提供を積極的に呼び掛ける必要性があるのではないか。
② 利活用の推進	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新規のインターネット特別展を開催するなど、利用者の利便性向上のための諸方策を講じているとともに、リーフレット及びポスターを作成し、利活用の促進に努めおり評価できる。 2. アジア地域等の諸国民の利用に道が開かれてきたが、その利活用の方法をより一層、探究することが望まれる。 3. 閲覧ソフトの一般化、トピックス・ニュースレターの魅力の向上等により、研究者ではない一般利用者にも使いやすくする余地が多い。
2 業務運営の効率化に関する事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 経費削減に真摯に取り組んでおり、業務運営の効率化が適切に行われたと評価できる。 2. 隨意契約の妥当性や見直し、また、一般競争入札の移行についての見直しを図り、一般競争入札参加要件の緩和や公告期間の充分な確保により、競争性の確保に努めた。また、随意契約の件数は9件で、前年度に出べて2件の減少となった。
3 予算、短期借入金、剰余金に関する事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 特に問題となる事項は発見されず、適切に扱われたと評価する。
4 人事に関する事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 利用審査体制の充実・強化に備え、公文書専門員を2名を増員するなど、必要な人事計画をたて、着実かつ適切に実施している。
II. その他の業務実績等に関する評価	
1 業務運営の改善に関する事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 業務運営の改善に対する取組が真摯かつ適切に行われていると認められる。
2 利用実績等を踏まえた事業の実施に関する事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 利用実績等を踏まえた事業の実施に適切に取り組んでいると認められる。今後、利用審査業務やレコードスケジュール付与及び公文書等の廃棄同意にかかる歴史公文書等選別支援業務等のさらなる推進により利用実績も増えていくものと思われる。
3 職員の能力開発等人事管理に関する事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 職員の能力開発等人事管理に関して適切に取り組んでいると認められる。 2. 公文書管理制度による新しい環境の中では、多様で幅広い研修及び研究の機会を設けること並びに安全と健康を守る労働環境を構築することが、今後の発展を期す上で極めて重要であることに留意する必要がある。
4 その他	—

評価項目	評価
III. 法人の長等の業務運営状況	<p>1. 館長及びリーダーシップを発揮して館の業務の現場及び国内外各種の会議等に参加するなど積極的に業務運営を行つており、高く評価できる。</p> <p>2. 内部統制の整備状況については、毎月開催の役員会、毎週開催の幹部会を通して、館長は業務執行状況を把握するとともに情報共有等を図り、法人のミッションを明確にし、内部統制の整備に努めた。</p> <p>3. 施行された公文書管理法や震災による被災公文書修復支援事業の必要性にもとづき、適切に業務を運営している。</p>
IV. 評価委員会等(政独委含む)からの指摘事項に対する対応状況	<p>1. 平成23年度業務実績の指摘事項への対応状況については、それぞれの項目ごとに対応状況調査表を作成し、一つ一つ適切に対応を行つた。</p> <p>2. 可能な限りで実績を踏まえた新しい数値目標を設定し対応している。検討中の事項については、迅速な対応が望まれる。</p>
◎ 総合評価(業務実績全体の評価)	<p>1. 公文書管理法の施行2年目を迎えて、これまでの活動のノハウを生かし、行政機関、独立行政法人等から歴史公文書等の適切な受け入れ、内閣府等関係機関への適切な助言、アジア歴史データベースの利活用の向上など国立公文書館は十分に評価できる。また、東日本大震災により被害を受けた地方公共団体に対する修復支援事業についても、人材育成を中心として適切に取り組んでおり評価できる。</p> <p>2. 内部統制については館長はリーダーシップを發揮し優先すべき課題を決定し対応した。例えば、公文書の劣化があることを明確にし、これに対応している。これに開連して、今年度は東日本大震災により、被害を受けた地方公共団体の被災公文書等に対する修復支援事業を着実に実施した。</p>

独立行政法人国立公文書館の平成24年度の業務実績に関する項目別評価表

中期計画の各項目	評価項目 (平成24年度計画の各項目)	指標	評価基準	実績 (記載事項)				自己評価 指標	自己評価 項目	評価理由
				A	B	C	D			
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとするべき措置	国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとするべき措置			・体制整備等の検討品	・国立公文書館から分説明等を受け、分科会委員の協議により判断する。			A	A ₁	必要な検討がなされているが、さらなる利用が促進されるよう監査業務の積極的な取組を期待したい。
(1) 体制の整備	(1) 体制の整備			・利用審査業務の質的・量的な拡大に対応するため、公文書部門員の増員を実行。(第1章P13、第2章P19に記述)				A	A ₁	平成28年度には書庫の収蔵機能が早急な換算から、これに対応がなされるよう努められたい。
(平成22年度度に於ける歴史公文書等の適切な保存及び利用に関する調査分析等の実施結果について検討を行う。	また、特定歴史公文書等の収蔵量の増加に伴い、今後の歴史公文書の収蔵スペースを確保する必要があるため、つくば分館書庫の増築について検討を行う。		・つくば分館書庫増築の検討状況	・同上	・平成28年度には書庫が満築になることが見込まれたことから、館内の書庫機能検討ワーキンググループで検討を行ない、平成25年度概算予算要求において、つくば分館増設等工事のための経費を要求したが、満築時期を延長するための改修経費として認められた。(第1章P13～14、第2章P19～20に記述)			A	A ₂	平成28年度には書庫の収蔵機能が満築に至るところから、これに対応するため検討を行なうことを要請したが、満築時期を延長するための改修経費として認められた。
(2) 歴史公文書等の適切な移管及び保存に関する行政文書の管理に関する適切な措定	(2) 歴史公文書等の適切な移管及び保存に関する行政文書の管理に関する適切な措定			① 歴史公文書等に関する各種基準やガイドライン等の運用が改善され、内閣府に対する専門的見聞から調査分析及び助言等の支援を行う。	・各種基準等運用に関する内閣府に対する支援状況	・東日本震災に関する行政文書ファイル等の移管に関する法律について整理し、平成24年6月18日に内閣府と連名で行政機関へ送付した。②「公文書等の管理に関する法律に基づいて行政文書ファイル平成23年4月1日内閣府大臣官房公文書管理課長決定」の一部改正(平成24年11月1日)及び「元的文書管理システムの改修(平成25年11月5日リリース)」について、館への歴史公文書等の円滑な移管を確保する等の観点から、改修に係る要望、提案等を行うことを通じて、内閣府及び総務省を支援した。		A	A ₃	本件は評価できる。この点は評価できる。この点は評価できる。この点は評価できる。
1) 平成22年度度に於ける歴史公文書等の適切な保存及び利用に関する調査分析等の実施結果について、専門的知識を活用した調査分析や助言等の支援を行なった。	1) 平成22年度度に於ける歴史公文書等の適切な保存及び利用に関する調査分析等の実施結果について、専門的知識を活用した調査分析や助言等の支援を行なった。		ii) 公文書管理法施行後、歴史公文書等に関する各種ガイドラインの改訂に資する調査研究を行い、その結果を踏まえて当該ガイドラインの改訂への支援を行なう。	・歴史公文書等の運営のための支援等状況	・行政機関における歴史公文書等連携に関する調査分析等の実施結果について、専門的知識を活用した調査分析を行なった。	・行政機関における歴史公文書等連携に関する調査分析等の実施結果について、専門的知識を活用した調査分析を行なった。		A	A ₄	本件は評価できる。この点は評価できる。
ii) 公文書管理法及び独立行政法人等における歴史公文書等の運営のための必要に応じて専門的技術的助言を行う。	ii) 行政機関及び独立行政法人等における歴史公文書等の運営のための必要に応じて専門的技術的助言を行う。		ii) 行政機関及び独立行政法人等における歴史公文書等の運営のための必要に応じて専門的技術的助言を行う。	・歴史公文書等の運営のための支援等状況	① 内閣府の依頼に基づき、行政文書ファイル等の運営(約179万件)について助言を行なった。② 内閣府の依頼に基づき、歴史公文書等の運営(約179万件)について助言を行なった。	・行政機関における歴史公文書等連携に関する調査分析等の実施結果について、専門的知識を活用した調査分析を行なった。		A	A ₅	本件は評価できる。この点は評価できる。

中期計画の各項目	評価項目 (24年度計画の各項目)	指標	評価基準 A B C D	評価基準 (記載事項)	実績		自己評価 指標 項目	自己評価 指標 項目	評価理由
					自己評価 指標 項目	自己評価 指標 項目			
iii) 歴史公文書等の移管の趣旨の徹底を図るため、関係行政機関等に向けたの研修会・本館・分館での研修・施設見学会の実施状況	・研修会の開催状況及び研修・施設見学会の実施状況	・同上	・行政機関との共催により、13所等において、府省別行政文書管理研修を実施し、延べ1,030名の受講があつた。	A A4					
iv) 公文書管理法第9条第4項に基づき内閣総理大臣からの委任があつた場合には、同項に基づく行政機関に対する実地調査を適切に実施する。	・パンフレット等の作成・配布状況	・同上	・公文書管理法、移管基準等について分かりやすく解説したパンフレット「公文書の管理と移管」及び公文書管理関係資料集を作成(各2,000部)した。	A A4					
v) 内閣総理大臣からの委任があつた場合には、行政機関に対する実地調査を適切に実施する。	・行政機関に対する実地調査の実施状況	・同上	・作成したパンフレット等を当館主催の研修会や府省別行政文書管理修習等の教材として活用した。	A A4					
vii) 公文書管理法第9条第4項に基づき内閣総理大臣からの委任があつた場合は、同項に基づく行政機関に対する実地調査を適切に実施する。	・行政機関からの委託に対する実地調査の実施状況	・同上	・公文書管理法、移管基準等について分かりやすく解説したパンフレット「公文書の管理と移管」及び公文書管理関係資料集を作成(各2,000部)した。	A A4					
viii) 平成23年度中に館ににおける中間業務の委託について具体的な検討を行ない、その結果を、公文書管理法施行後に活用する。	・中間業務の実施状況	・同上	・平成24年4月、平成23年度末に保存期間を満了し、満了時の措置が移管された文書400冊を、中間審査から直接受託した。	A B8					
ix) 歴史公文書等の受入れ、保存、利用その他の措置	① 受入れのための適切な措置 i) 行政機関からの歴史公文書等の受入れを、計画的かつ適切に実施する。	・受入れ状況	・平成24年4月、平成23年度に受け取った行政機関においてはレコードスケジュールが確定するまでに時間を要したことから、最終の受入れは12月となつた。	A A4					
ix) 歴史公文書等の受入れ、保存、利用その他の措置	② 受入れのための適切な措置 ii) 行政機関からの歴史公文書等の受入れを、計画的かつ適切に実施する。	・受入れ状況	・平成24年度の受入れについては、前年度より移管対象文書の確認や搬送作業準備等の作業を計画的に行い、平成24年度に受け入れた行政機関においてはレコードスケジュールが確定するまでに時間を使つたことから、最終の受入れは12月となつた。	A A4					
ix) 歴史公文書等の受入れ、保存、利用その他の措置	③ 歴史公文書等の受入れ、保存、利用その他の措置 i) 行政機関からの歴史公文書等の受入れを、計画的かつ適切に実施する。	・受入れ状況	・平成24年度の受入れについては、前年度より移管対象文書の確認や搬送作業準備等の作業を計画的に行い、平成24年度に受け入れた行政機関においてはレコードスケジュールが確定するまでに時間を使つたことから、最終の受入れは12月となつた。	A A4					
ix) 歴史公文書等の受入れ、保存、利用その他の措置	④ 受入れのための適切な措置 ii) 行政機関からの歴史公文書等の受入れを、計画的かつ適切に実施する。	・受入れ状況	・平成25年度の受入れ(平成24年度保存期間満了文書の移管)に向け、平成24年度歴史公文書等の移管に関する事務連絡会議((12月18日)を開催した。また、平成25年度の受入れに係る移管対象文書の確認、搬送準備等の作業を適切に実施した。	A A4					

中期計画の各項目	評価項目 (24年度計画の各項目)	指標	評価基準				(記載事項)	実績	目標	自己評価	評価理由		
			A	B	C	D							
ii) 公文書管理法施行後、独立行政法人等からの歴史公文書等の移管について、専門的かつ技術的に実施する。 を、計画的かつ適切に実施する。	ii) 独立行政法人等からの歴史公文書等の受入れ状況	・同上					・平成24年度においては、平成23年度に実施した法人事務所から4件の法人事務所(平成23年度保有期間満了分)12,184冊を、9月から10月に受け入れた。(第3章P4~5、第3章P43~44に記述)	A	A1a	A1a			
iii) 司法府からの歴史公文書等の受入れ れを、計画的かつ適切に実施する。	iii) 司法府からの歴史公文書等の受入れ を計画的かつ適切に実施する。	・受入れ状況	・同上				・裁判文書の受入れについて、「歴史資料として重要な公文書等(裁判文書移管計画)に基づき、平成21年度から24年度までの法人事務所で受け入れを実施している。平成24年度においては、上記計画の4年目分、計1,183冊について12月に受け入れた。」 ・司法行政文書についても、「平成23年度公文書等移管計画」に基づき、受け入れることとしており、平成24年度は、8冊を4月に受け入れた。 (第1章P5、第3章P44~45に記述)	A	A1a	A3			
iv) 立法府からの歴史公文書等の受入れ れを、計画的かつ適切に実施する。	iv) 立法府からの歴史公文書等の受入れ に向けた専門的知識を活かした助言 等により内閣府を支援する。	・助言等支援の状況	・同上				・今後の内閣府と立法府の横断調整等に当たって課題となるべき事項の検討等について内閣府に対して専門的な技術的立場からの助言を行ったが、移管の定めの構成には至らなかった。	A	A1a	A1a			
v) 平成22年度中に、民間の歴史公文書等の寄贈・寄託の受入れを適切に実施する。	v) 民間の歴史公文書等の寄贈・寄託の 受入れを適切に実施する。	・受入れ状況	・同上				・平成24年度においては、民間からの寄贈又は寄託の申出及び受入れを行つたものはなかった。なお、問い合わせに対する対応について、関係機関側について情報を提供するなど対応した。 (第3章P67に記述)	A	B1a	B1a	民間に歴史公文書等の寄贈・寄託の受入れについて、ホームページ等において一般の人々にその仕組みが周知されるよう広報活動等情報発信の一環の工夫が必要である。		
vi) 上記(i)から(iii)まで及び(v)により受け入れる歴史公文書等の寄贈・寄託について、受入れ冊数を考慮し、公表するとともに、公文書監理法施行後、当該基準に基づく寄贈・寄託の受入れが可能な仕組みを整える。	vi) 上記(i)から(iii)まで及び(v)により受け入れる歴史公文書等について、受入れ冊数を考慮し、1年以内に一般の利用に供するまでの作業を終了する。	・受入れから1年以上 内に利用に供した 状況	100% 以上	75% 以上	25% 以上	25% 未満	・平成23年12月に受け入れた裁判所アーカイブに登載し、一般利用に供した(平成24年10月11日)。 ・平成24年度に行政機関から受け入れられた特定歴史公文書等21,331冊(電子公文書を含む)について、目録をデジタルアーカイブに登載し、一般利用に供した(平成25年3月28日)。 ・平成24年度に受け入れた司法行政文書81冊について、目録をデジタルアーカイブに登載し、一般利用に供した(平成25年3月28日)。 ・平成24年9月から10月に受け入れた法人事務所12,184冊、及び平成24年12月に受け入れた法人事務所1,183冊については、平成25年8月末に一般利用に供する予定である。 (第1章P4~6、第3章P41~45に記述)	A	A1a	A1a	目標値を達成している。		
② 保存のための適切な措置	② 保存のための適切な措置	・電子公文書等の 移管・保存・利用 システムの運用 及び説明等の実 施状況	・国立公文書館から 説明等を受け、分 科会委員の協議に より判定する。				・平成24年度においては、昨年度に引き続き、電子公文書等システムの運用を行うとともに、計25件改文書ファイルの電子公文書を受け入れ、長期保存フォーマット国際標準のPDF(A)への変換等の作業を行ない保管した。 ・また、データを登載し、インターネットを運営して、データを登載し、インターネット等へ説明等を行う。	A	A1a	A1a	平成24年度歴史公文書等の移管に関する事務連絡会議(平成24年12月18日)において、電子公文書等の利用方法について説明等を行つた。		
i) 平成23年度から「電子公文書」とい う)について受け入れ及び保存を開始 する。このため、平成22年度中にシス 템構築等、必要な準備作業を実施 する。また、政府と緊密な連携を図り ながら、電子媒体による管理を見据え た統一的な文書管理体制に係る検討の状 況を踏まえ、必要に応じシステムの見 直しを図る。	i) 平成23年度から「電子公文書」とい う)について受け入れ及び保存を開始 する。このため、平成22年度中にシス 템構築等、必要な準備作業を実施 する。また、政府と緊密な連携を図り ながら、電子媒体による管理を見据え た統一的な文書管理体制に係る検討の状 況を踏まえ、必要に応じシステムの見 直しを図る。												

中期計画の各項目	評価項目 (24年度計画の各項目)	指標	評価基準 A B C D	実績 (記載事項)				自己評価 指標 A16 A17 A18 A19	評価理由 評価基準 目標を達成している。
				平成23年度に策定した復製物作成計画にじたがい、以下					
ii) 紙媒体で移管された又は会後移管されてる歴史公文書等について、順次、必要な修復、媒体変換等の措置を講ずる。	ii) 紙媒体で移管された又は会後移管されてる歴史公文書等について、前年度に引き続き、所要の取組を行なう。	・該計画結果を踏まえ、同上 た取組み状況	100%以上	75 % 以上 100 % 未満	25 % 以上 75 % 未満	25 % 以上 75 % 未満	25 % 以上 75 % 未満	A A17 A18 A19	平成23年度に策定した復製物を作成した。 ①マイクロフィルム化、61万コマ ②紙媒体から直接デジタル化、40万コマ ③マイクロフィルムからデジタル化、133万コマ ④カラーボン・マルムからデジタル化 (第3章P47～49に記述)
iii) 館の保存する特定歴史公文書等について、紙媒体の劣化要因を除去するため必要な措置を講じた上で、修理等のできる適正な保存環境の専用庫内に、簿冊の形態等に応じた適切な保管を行なう。	iii) 館の保存する特定歴史公文書等について、紙媒体の劣化要因を除去するため必要な措置を講じた上で、修理等のできる適正な保存環境の専用庫内に、簿冊の形態等に応じた適切な保管を行なう。	・劣化要因の除去 等の状況	100%以上	75 % 以上 100 % 未満	25 % 以上 75 % 未満	25 % 以上 75 % 未満	25 % 以上 75 % 未満	A A18 A19	平成24年度に行政機関等から受け入れた特定歴史公文書等のうち31,355冊について計23回のくん蒸を行った。 (第1章P6、第3章P47に記述)
iv) 館の保存する特定歴史公文書等について、劣化状況・利用頻度等に応じて、順次、必要な修復、媒体変換等の措置を講ずる。	iv) 館の保存する特定歴史公文書等について、劣化状況・利用頻度等に応じて、順次、必要な修復、媒体変換等の措置を講ずる。	・複数機作成計画 による交換作業	100%以上	75 % 以上 100 % 未満	25 % 以上 75 % 未満	25 % 以上 75 % 未満	25 % 以上 75 % 未満	A A19 A18 A19	・平成24年度に通商産業省・農林水産省移管文書等1,720冊、約61万コマのマイクロフィルムの撮影を行った。 (第3章P49に記述)
v) 館の保存する特定歴史公文書等のうち、劣化が進行しており閲覧時に世に供する状態にある等緊急に措置を講ずる必要があるものについては、歴史資料としての重要度を考慮し、事業年度ごとに数種類を設定し、計画的に修復を実施する。この際、資料の状態、利用頻度等を実施する。	v) 館の保存する特定歴史公文書等のうち、劣化が進行しており閲覧時に供する状態にある等緊急に措置を講ずる必要があるものについては、歴史資料としての重要度を考慮し、資料の状態と想定される利用頻度等に応じて計画的に修復を実施する。	・巻き戻し、汚れの除去等の計画数 による交換作業	100%以上	75 % 以上 100 % 未満	25 % 以上 75 % 未満	25 % 以上 75 % 未満	25 % 以上 75 % 未満	A A19 A18 A19	・マイクロフィルムの長期保存・管理のため、平成24年度にマイクロフィルムの撮影を行った。 (第3章P49に記述)
③ 利用のための適切な措置	i) 平成22年度中に、公文書管理制度等に基づき利用取組の実績を得るとともに、これを公表する。 ii) 平成22年度前半に、公文書管理制度等の利用取組の実績を得るとともに、内閣総理大臣からの同意を得るとともに、これを公表する。	・特定歴史公文書等の利便性向上 等の取組を実施した。 ・平成22年度実施計画の策定に当たって、委審会文書の処理目標など、数値目標の見直しを行った。 (第3章P55、56等に記述)	A A18 A19	・館内日勤増加に向けた検討やばん分館の利便性向上等を、所持、平均利用取組の見直しを行った。 ・公文書館から試験等を受け、分科会等に依頼する取組に計画的・計画的に取組を進める。あわせて、館の保存する特定歴史公文書等の利用に係る適切な指標を検討し、適切な数値目標を設定する。					

中期計画の各項目	評価項目 (24年度計画の各項目)	指標 用決定状況	評価基準				実績 (記載事項)	自己評価面 と評価指標	評価理由	
			A	B	C	D				
iv) 妥審査文書の審査について、上記ii)からiii)を通じて、処理目標数を1,500冊とする。また、利用請求から30日以内に利用結果に対する決定申立てが30日以内に利用決定を行った冊数は1,179冊(81.8%)であり、目標80%を達成した。(第1章P7~8、第3章P57~59に記述)	・要審査文書の利用決定状況	・同上					・利用請求のあつた要審査文書の審査処理数1,811冊と要審査文書の接続的審査処理数465冊を合計すると、2,271冊ほどなり。目標の1,500冊を上回る実績どなつ。 ・のため特例対応する決定申立ては1,811冊のうち、大量請求して30日以内に利用決定を行った冊数は1,141冊に対しても30日以内に利用決定を行った冊数は1,179冊(81.8%)であり、目標80%を達成した。	A A3	A3	目標を達成している。
v) 利用の制限等に対する異議申立てがあつた場合で、公文書管理法第21条第2項に基づき公文書管理委員会への諮詢が必要なときは、改めて調査・検討を行う必要がないような事業については遅くとも30日以内に、その他の事業については遅くとも90日以内に諮詢を行いう。	・利用の制限等に対する異議申立てがあつた場合で、公文書管理法第21条第2項に基づき公文書管理委員会への諮詢が必要なときは、改めて調査・検討を行う必要がないような事業については遅くとも30日以内に、その他の事業については遅くとも90日以内に諮詢を行いう。	・同上	・30日以内に諮詢した状況	・30日以内に諮詢した状況	・同上	・30日以内に諮詢したものはない。(第1章P8、第3章P59~60に記述)	・平成24年9月18日に1件の異議申立てがあり、その日から90日以内の同年12月14日に公文書管理委員会に諮詢を行つた。 当該文書には国の安全等に関する情報が含まれており、高度の専門的、政策的判断を伴うことから、移管元ため、詰問までに一定の期間を要した。	A A3	A3	来年度以降、本項目について実績がない場合、評価の対象とするかどうかを検討する。
vi) 国民のニーズ等を踏まえ適切のある質の高い常設展・特別展等を年3回以上実施する。また、開催場所の工夫や地方公文書館等他機関との連携等も含め企画内容や展示方法等に關して新たな取組を行うことにより、展示の魅力及び質の向上を図る。	・耐震構造工事の実施	・館外展示の実施	・館内展示の実施	・館外展示	・同上	・展示会企画の実施	・初めての試みとして、公募により京都と大阪の2か所における館外展示を行つた。また、本館の休止分を補うなど積極的に取り組んでいること認められる。	A A3	A3	初めての試みとして、公募により京都と大阪の2か所における館外展示を行つた。また、本館の休止分を補うなど積極的に取り組んでいること認められる。
また、今後の更なる質の高い展示会の実施に向けて、企画内容等について検討を行う。	・展示会企画の実施	・展示会企画の検討状況	・展示会企画の検討状況	・同上	・同上	・館外展示では、各地域にまつわる資料の展示や、当館の業務紹介など、館外展示ならではの工夫を行つた。また、外部施設(博物館の特性を生かした会場設営を行い、魅力ある展示などをなるべく努めた)。 平成25年度の展示に向けて、以下の取組を行つた。 ①春の特別展は、初めての試みとして、宮内公文書館・外交史料館と連携した展示を実施するなどし、準備を行つた。 ②平成25年度に引継ぎ館外展示を行つた。 ③春秋の特別展を除く期間は、連続企画展を実施するなどし、企画内容等を検討した。	A A3	A3	・館外展示では、各地域にまつわる資料の展示や、当館の業務紹介など、館外展示ならではの工夫を行つた。また、外部施設(博物館の特性を生かした会場設営を行い、魅力ある展示などをなるべく努めた)。 平成25年度の展示に向けて、以下の取組を行つた。 ①春の特別展は、初めての試みとして、宮内公文書館・外交史料館と連携した展示を実施するなどし、準備を行つた。 ②平成25年度に引継ぎ館外展示を行つた。 ③春秋の特別展を除く期間は、連続企画展を実施するなどし、企画内容等を検討した。	
さらばに、分館においても常設展・企画展等を実施する。	・次ほ分館における常設展・企画展の開催状況	・次ほ分館における常設展・企画展の開催状況	・同上	・同上	・同上	・年間を通じて常設展を行つた。	・企画展「つくばちがっこ博士」事業に協賛し、企画展「ばらく動物と百年前の教科書」(7月23日~8月31日、入場者数2,900名)を開催した。	A A33	A	企画展「つくばちがっこ博士」事業に協賛し、企画展「ばらく動物と百年前の教科書」(7月23日~8月31日、入場者数2,900名)を開催した。

中期計画の各項目	評価項目 (24年度計画の各項目)	指標	評価基準 A B C D	(記載事項) (記載事項)	自己評価 A A ₃ A _{3s}	自己評価 A A _{3s} A _{3s}	評価理由 数値目標を達成している。	
vii) いつでも、どこでも、だれもが、自由に、無料でインターネットを通じて館の保存する特定歴史公文書等を広く利用できるようにするために、平成22年度から館のデジタルアーカイブの新システムの運用を開始するとともに、計画的大規模に所蔵資料のデジタル化を推進する。	vii) 館の保存する特定歴史公文書等を広く一般の利用に供するため、インターネットにより所蔵資料を探索し、デジタル画像を閲覧するデジタルアーカイブの運用を行う。また、平成24年度におけるデジタルアーカイブ・アクセス件数の目標を約22万件とする。	・マイクロフィルム等のデジタル化率の進捗状況	100%以上 75%以上 5%以上 25%未満	25%以上 25%以上 25%以上 25%未満	・マイクロフィルム等から計173万コマのデジタル画像を作成し、デジタル化率は以下のとおり。 ①マイクロフィルムから 133万コマ ②総合の制定過程等に係る公文書等 底物類似や混然草などの貴重資料等 (第1章P9、第3章P48、62に記述)	A	A _{3s}	数値目標を達成している。
		・デジタルムから300点のデジタル化進捗状況	100%以上 75%以上 5%以上 25%未満	25%以上 25%以上 25%以上 25%未満	・ボジタルムから305点のデジタル画像を作成し、デジタル化率は以下のとおり。 「北夷分界余話」(重要文化財)、「大符藍典」等 (第1章P9、第3章P62に記述)	A	A _{3s}	数値目標を達成している。
		・デジタル画像のインターネット状況	100%以上 75%以上 5%以上 25%未満	25%以上 25%以上 25%以上 25%未満	・これまで提供してきた745万コマと合わせ、約918万コマのデジタル画像をインターネットで公開して、これまでに提出された画像とともにデータベース登録。 ・平成24年度のデジタルアーカイブのアクセス件数は、23万8,341件であった。 (第1章P9、第3章P61～62に記述)	A	A _{3s}	数値目標を達成している。
		・館が有するシスルムの連携・統合等に関する調査検討の状況	100%以上 75%以上 5%以上 25%未満	25%以上 25%以上 25%以上 25%未満	・国立公文書館が、システム等を賃貸する際の協議に係る説明等を受ける。 ・本機構は、デジタルアーカイブ等の基本構想に係る調査検討として、以下のとおり実施した。 ①外部委託による調査検討委員会開催 ②関係機関やデジタルアーカイブの専門家等とのヒアリング 内容としては、館が有するシステム間の連携・統合の可能性と、利用請求手続に係る情報通信技術の活用についても検討を行った。 平成25年度以降、上記検討結果を踏まえつつ、次期システム構築を目指して、最適化計画等の策定を行うこととした。 (第3章P63～64に記述)	A	A _{3s}	外部委託を含めて調査検討が進んでいる。
		・館の保存するデジタルアーカイブのシステムについて、館が有するシステムに係る調査検討の進展、公文書管理法の活用について検討を行う。	100%以上 75%以上 5%以上 25%未満	25%以上 25%以上 25%以上 25%未満	・他の機関からの貸出しの申込み(23機関、114冊)に対して積極的に貸出を行った。これは、すべて30日以内に貸出上記に係る貸出審査日数は7日であつた。 (第1章P9～10、第3章P64～65に記述)	A	A _{3s}	A _{3s}
viii) 館の保存する特定歴史公文書等について、広く国民の理解を深める一環として、他の機関からの学術研究、社会教育等の公共的目的を持つ行事等に出展するための貸出申込みに対しては、その適切な取扱いを検討する。貸出審査については、申請書類整備後速やかに審査を行い、30日以内に貸出決定を行う。	viii) 館の保存する特定歴史公文書等について、広く国民の理解を深める一環として、他の機関からの学術研究、社会教育等の公共的目的を持つ行事等に出展するための貸出申込みに対しては、その適切な取扱いを検討する。貸出審査については、申請書類整備後速やかに審査を行い、30日以内に貸出決定を行う。	・貸出申込みからの貸出しの申込みまでの状況	100%以上 75%以上 5%以上 25%未満	25%以上 25%以上 25%以上 25%未満	・他の機関からの貸出しを行った。これは、すべて30日以内に貸出上記に係る貸出審査日数は7日であつた。 決定期を以降、上記検討結果を踏まえつつ、次期システム構築を目指して、最適化計画等の策定を行うこととした。 (第3章P63～64に記述)	A	A _{3s}	A _{3s}

中期計画の各項目	評価項目 (24年度計画の各項目)	評価基準				実績 (記載事項)		自己評価 会議評議	評価理由
		A	B	C	D	指標			
ix) 館の保存する特定歴史公文書等をより幅広く一般の利用に供するため、利便性向上やニーズを積極的に把握することともに、その結果を適切に業務に反映させる。また、各種団体の受入者等利用層の拡大に向けた取組を行う。	ix) 館の保存する特定歴史公文書等をより幅広く一般の利用に供するため、利便性向上やニーズを積極的に把握することともに、その結果を適切に業務に反映させる。また、各種団体の受入者等利用層の拡大に向けた取組を行う。	-利用者の動向及びニーズの把握のため、閲覧利用統計を総務委員会に作成し、その集計・分析結果を館の業務等に反映している。また、閲覧室内におけるサービスの向上及び改善を目的として閲覧者アンケート等を実施した。上記を踏まえ、料金の支払い方法及び住所等を要施設に係る相談室において検討し、同料金の適用は既に実施した。このほか、デジタルアーカイブの利用が既に実施している。内閣文庫資料のデジタル化促進に係る開文庫資料をデジタル化することとしている。(第3章P54～55に記述)	A	A _{3a}	(A) _a	利用者がニーズの把握が適切に行われているが、来年度以降、どのようにアーケード調査が行われたかを把握するため、業務実績報告書中にアンケートの調査票も含めたい。			
x) 開館曜日の拡大について見直しを行い、中期目標期間中に年間開館日数を増加させる。	x) 開館曜日の拡大について見直しを行い、中期目標期間中に年間開館日数を増加させる。	-見直しの実施状況	・同上	A	A _{4a}	・ 施設工事を実施した本館については、工事スケジュールとの調整を行っていないが、可能な限り見学を受け入れた。その結果、平成23年度は、2回休23名多い40回休380名を受け入れた。また、検討を進めた結果、耐震補強工事が完了した平成25年度に実施することとしている。(第3章P74に記述)			
x) 開館曜日の拡大について見直しを行いつつ、平成25年度における検討を行った際に具体的な取組を行う。	x) 開館曜日の拡大について見直しを行いつつ、平成25年度における検討を行った際に具体的な取組を行う。	-見直しの検討状況	・同上	A	A _{4b}	・ 開館日数増加に向けた検討ワーキンググループにおいては、開館日数増加の検討を行った上で、平成26年3月8日(土)に問題点等を整理した上、平成26年3月8日(土)に実施した。(第3章P55に記述)			
xii) つづば分館に保存されている文書が本館でも利用できるようにする方策をはじめとして、つづば分館の利便性向上策を検討し、中期目標期間中に具体的な措置を行える。	xii) つづば分館に保存されている文書が本館でも利用できるようにする方策をはじめとして、つづば分館の利便性向上策を検討し、中期目標期間中に具体的な措置を行える。	-利便性向上のための検討状況	・同上	A	A _{4c}	・ 分館前バス停設置のための働きかけを行ななど分館利用者の利便性向上のための方策が講じられている。(第3章P55に記述)			
xiii) ホームページの充実、広報誌の刊行その他の方法を活用し、館の活動内容や所蔵資料、館の業務の意義等について積極的に広報するなどにより、国民の公文書館に対する理解や関心を高めるために、館の保存する特定期間に応じて、館の公文書館等やこれに関する情報が諸外国においても利用されるよう、積極的な情報発信等を行う。	xiii) ホームページの充実、広報誌の刊行その他の方法を活用し、館の活動内容や所蔵資料、館の業務の意義等について積極的に広報するなどにより、国民の公文書館に対する理解や関心を高めるために、館の保存する特定期間に応じて、館の公文書館等やこれに関する情報が諸外国においても利用されるよう、積極的な情報発信等を行う。	-積極的な広報の実施状況	・同上	A	A _{4d}	・ 館の業務の意義等についての周知を図るために取組を以下のように実施した。 ①ホームページにおいて、東日本大震災復興支援事業等の飲食需要による取組に係る情報を掲載する。 ②情報誌「アーカイブズ」47～49号を発行し、国、機関、地方公共団体、地方公文書館等に配布し、ホームページに掲載した。 ③館の紹介等を地下鉄駅構内の電飾掲示板、リーフレット等により実施した。 ④子どもが閲覧学デーに出席し、館の既存の利用者と対話する。 ⑤子どもが閲覧学デーに出席し、館の既存の利用者と対話する。			

中期計画の各項目	(24年度計画の各項目)	評価項目					実績 (記載事項)	自己評価 基準	評価理由
		指標	評価基準	A	B	C	D		
④ 地方公共団体、関係機関等との連携協力のための適切な措置	i) 公文書管理制度第34条に地方公共団体における文書管理制度の努力義務規定が置かれたことを踏まえ、地方公共団体における文書管理制度の向上に資するよう、公文書館法(昭和62年法律第115号)第1条に基づき地方公共団体に対する公文書館等の運営に関する技術上の指導又は助言を行うとともに、地方におけるテクノロジー・アーカイブ化による技術的支援を行はずして、これまで以上に積極的かつ能動的に地方において公文書等の保存及び利用を支援する。	・地方公共団体が行う研修会等に館職員を講師や委員等として派遣する等、公文書館等の運営を行なう各種研修会等への指導等又は助言を行う。	・全国の公文書館等のデジタルアーカイブ化推進に資するため作成した標準仕様書について、普及啓発を図るため、全国の公文書館等へ説明等を行う。あわせて、所在情報等を一括して提供する仕組みの構築に向けた意見交換を実施する。	・全国の公文書館等のデジタルアーカイブ化推進に資するため作成した標準仕様書について、普及啓発を図るため、全国の公文書館等へ説明等を行う。あわせて、所在情報等を一括して提供する仕組みの構築に向けた意見交換を実施する。	・同上	・同上	A	A ₄₄	⑦企画展「はたらく動物と百年前の教科書」の開催に当たるチラシ2,000部を作成、つくば市内小中学校等に送付した。(第3章P74～80に記述)
④ 地方公共団体、関係機関等との連携協力のための適切な措置	ii) 地方公共団体が行う研修会等に館職員を講師や委員等として派遣する等、公文書館等の運営を行なう各種研修会等への指導等又は助言を行う。	・全国の公文書館等のデジタルアーカイブ化推進に資するため作成した標準仕様書について、普及啓発を図るため、全国の公文書館等へ説明等を行う。あわせて、所在情報等を一括して提供する仕組みの構築に向けた意見交換を実施する。	・全国の公文書館等のデジタルアーカイブ化推進に資するため作成した標準仕様書について、普及啓発を図るため、全国の公文書館等へ説明等を行う。あわせて、所在情報等を一括して提供する仕組みの構築に向けた意見交換を実施する。	・同上	・地方公共団体その他の関係機関が開催できる講演会、委員会等に対しても役職員を講師等として派遣し、技術上の指導又は助言等を行なう。(第3章P84～85に記述)	A	A ₄₅	・海外からの訪問者に対し、英語版のリーフレット等を活用してリーフレットについて(一部リニューアルの上)増刷した。(第3章P78に記述)	
④ 地方公共団体、関係機関等との連携協力のための適切な措置	iii) 地方公共団体が行う研修会等に館職員を講師や委員等として派遣する等、公文書館等の運営を行なう各種研修会等への指導等又は助言を行う。	・全国の公文書館等のデジタルアーカイブ化推進に資するため作成した標準仕様書について、普及啓発を図るため、全国の公文書館等へ説明等を行う。あわせて、所在情報等を一括して提供する仕組みの構築に向けた意見交換を実施する。	・全国の公文書館等のデジタルアーカイブ化推進に資するため作成した標準仕様書について、普及啓発を図るため、全国の公文書館等へ説明等を行う。あわせて、所在情報等を一括して提供する仕組みの構築に向けた意見交換を実施する。	・同上	・地元アーカイブシステムの標準仕様及び所在情報等への対応する仕組みの構築に向けた意見交換の実施等による記録を保存すること等の重要な改修を行なった。(第3章P85に記述)	A	A ₄₆	・地元アーカイブシステムの標準仕様及び所在情報等への対応する仕組みの構築に向けた意見交換の実施等による記録を保存すること等の重要な改修を行なった。(第3章P85に記述)	
④ 地方公共団体、関係機関等との連携協力のための適切な措置	iv) 地方公共団体が行う研修会等に館職員を講師や委員等として派遣する等、公文書館等の運営を行なう各種研修会等への指導等又は助言を行う。	・全国の公文書館等のデジタルアーカイブ化推進に資するため作成した標準仕様書について、普及啓発を図るため、全国の公文書館等へ説明等を行う。あわせて、所在情報等を一括して提供する仕組みの構築に向けた意見交換を実施する。	・全国の公文書館等のデジタルアーカイブ化推進に資するため作成した標準仕様書について、普及啓発を図るため、全国の公文書館等へ説明等を行う。あわせて、所在情報等を一括して提供する仕組みの構築に向けた意見交換を実施する。	・同上	・平成24年6月8日に東京都において全国公文書館長会議が開催され、各団体会員等が設置する公文書館等から115名の出席があった。会議では、東日本大震災後の取組のほか、公文書管理制度施行後の取組について、当館、蔵前高田市、石巻市、神奈川県立公文書館ほか5機関から報告を行なった。また、東日本大震災に際する記録を保存すること等の重要な改修を行なった。(第3章P85に記述)	A	A ₄₇	・平成24年6月8日に東京都において全国公文書館長会議が開催され、各団体会員等が設置する公文書館等から115名の出席があった。会議では、東日本大震災後の取組のほか、公文書管理制度施行後の取組について、当館、蔵前高田市、石巻市、神奈川県立公文書館ほか5機関から報告を行なった。また、東日本大震災に際する記録を保存すること等の重要な改修を行なった。(第3章P85に記述)	
④ 地方公共団体、関係機関等との連携協力のための適切な措置	v) 地方公共団体が行う研修会等に館職員を講師や委員等として派遣する等、公文書館等の運営を行なう各種研修会等への指導等又は助言を行う。	・全国の公文書館等のデジタルアーカイブ化推進に資するため作成した標準仕様書について、普及啓発を図るため、全国の公文書館等へ説明等を行う。あわせて、所在情報等を一括して提供する仕組みの構築に向けた意見交換を実施する。	・全国の公文書館等のデジタルアーカイブ化推進に資するため作成した標準仕様書について、普及啓発を図るため、全国の公文書館等へ説明等を行う。あわせて、所在情報等を一括して提供する仕組みの構築に向けた意見交換を実施する。	・同上	・平成24年12月18日にアーカイブシステムの標準仕様書について、公文書館等の運営を行なう各種研修会等への指導等又は助言を行なう。あわせて、所在情報等を一括して提供する仕組みの構築に向けた意見交換を実施する。	A	A ₄₈	・平成24年12月18日にアーカイブシステムの標準仕様書について、公文書館等の運営を行なう各種研修会等への指導等又は助言を行なう。あわせて、所在情報等を一括して提供する仕組みの構築に向けた意見交換を実施する。	
④ 地方公共団体、関係機関等との連携協力のための適切な措置	vi) 地方公共団体が行う研修会等に館職員を講師や委員等として派遣する等、公文書館等の運営を行なう各種研修会等への指導等又は助言を行う。	・全国の公文書館等のデジタルアーカイブ化推進に資するため作成した標準仕様書について、普及啓発を図るため、全国の公文書館等へ説明等を行う。あわせて、所在情報等を一括して提供する仕組みの構築に向けた意見交換を実施する。	・全国の公文書館等のデジタルアーカイブ化推進に資するため作成した標準仕様書について、普及啓発を図るため、全国の公文書館等へ説明等を行う。あわせて、所在情報等を一括して提供する仕組みの構築に向けた意見交換を実施する。	・同上	・平成24年12月18日にアーカイブシステムの標準仕様書について、公文書館等の運営を行なう各種研修会等への指導等又は助言を行なう。あわせて、所在情報等を一括して提供する仕組みの構築に向けた意見交換を実施する。	A	A ₄₉	・平成24年12月18日にアーカイブシステムの標準仕様書について、公文書館等の運営を行なう各種研修会等への指導等又は助言を行なう。あわせて、所在情報等を一括して提供する仕組みの構築に向けた意見交換を実施する。	

中期計画の各項目	(24年度計画の各項目)	評価項目	評価基準					(記載事項)	実績	評価理由
			A	B	C	D	自己評価			
iii) 利用者の利便性を高めるために、国、地方行政法人等、地元公共団体等に開設する歴史公文書館等について、その所在情報を一体的に提供する仕組みの構築について検討を行ない、実施可能な施策については順次実施する。	iii) 國の開設機関の保存する歴史公文書等の所在情報を一体的に提供する歴史公文書館等について、「ぶん誌」に利用者の利便性を高めるため、内容等の一層の充実に努める。	「ぶん誌」の内容 充実のための検討状況	・同上	利用者の関心の高まりや理解促進のため、宮内官省内公文書館所蔵資料に係るコレクションや関係機関の展示会情報、東京平成23年度に開催した当館の「コンテンツ等を相談する新着情報の更新(81回)」を行った。(第3章P87~88に記述)	A	A ₄₄	A ₃₄			
⑤ 國際的な公文書館活動への参加・貢献	i) 國際的な公文書館活動への参加・貢献 館が国際社会における我が国の地位にふさわしい形でその役割を果たすために、国際公文書館会議(ICA)の活動を中心、積極的な貢献を行う。また、ICAが主催して設けられた「国際アーカイブズの日」(6月9日)について、日本国内外への広報普及に努める。	・積極的な国際貢献の実施状況	・国立公文書館から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。	館は、第17回ICA大会やEASTICA理事会及びセミナー等に二積極的に参加し、国際的な公文書館活動への貢献に努めた。 平成24年6月9日、東京都において「国際アーカイブズの日」記念講演会を開催し、国及び地方公團体が設置する公文書館等、アーカイブズ関係機関等から約130名の参加があった。(第1章P12、第3章P90~93に記述)	A	A ₄₅	A ₄₄			
	ii) 國際会議等への参加	・第17回ICA大会 における情報発信の状況	・同上	・8月20日から24日まで、ブリスベン(オーストラリア)で開催された第17回ICA大会に8名の差遣者を派遣し、被災公文書支援事業をはじめとした東日本大震災からの復興に向けた取組の発表等を通じて、日本、東京に開催する最新情報の発信に努めた。各発表の要旨等をまとめた全文冊子を作成し、会場で配付した。いずれの発表も60~80名の参加があり、伝統的な日本の修復技術に関するワークショップを開催し、オーストラリア、デュニージア、バナグニア、香港等から合計25名が参加した。(第1章P12、第3章P91~92に記述)	A	A ₄₆	A ₃₅			
	iii) 国際会議等への参加	・各種国際会議への参加状況、交渉等の状況	・同上	・8月17日から20日まで、ウランバートル(モンゴル)で開催されたEASTICA理事会及びセミナーに理事等が出席し、意見交換等を行った。平成23年に東京にて開催した第10回総会及びセミナーの記録集を作成し、理事会で報告するなどに、セミナー24日参加者に配付した。ICA大会期間中に開催された第1回ICA大会に館長等が出席した。8月21日から24日まで、オーストラリア国立公文書館にて開催されたICA大会に館長等が参加し、中国、ニュージーランド、シンガポール等の国立公文書館等と意見交換を行った。(第1章P12、第3章P92~94に記述)	A	A ₄₇	A ₃₆			
	iv) 国際会議等との交流推進	・諸外国の公文書館等との交流を図るため、8月にブリスベン(オーストラリア)で開催予定の「変化の風－持続可能性、アイデンティティ－をテーマとした第17回ICA大会において、東日本大震災等に関するセッション及び修復ワークショップを開催して情報発信を行う。	・同上	・8月21日から24日まで、オーストラリア国立公文書館にて開催されたICA大会に館長等が参加し、中国、ニュージーランド、シンガポール等の国立公文書館等と意見交換を行った。	A	A ₄₈	A ₃₇			
		・国際交流の状況	・同上	・インドネシア、フィリピン、ベトナム等アジア各国の公文書館等をはじめ、13件の公文書館関係者等の訪問を受け、館内施設の紹介や意見交換を行った。 オーストラリア財務省協会の要旨に基づき、8月27日クーンズランド州立図書館において参挙ワーキンググループを開催し、オーストラリア・ニュージーランドの修復専門家21名が参加した。	A	A ₄₉	A ₃₈			

中期計画の各項目	評価項目 (24年度計画の各項目)	評価基準				実績 (記載事項)	自己評価 看板	指標 項目	目標 項目	評価理由		
		A	B	C	D							
④ 外国公文書館に関する情報の収集と館情報の海外発信	先進的な外国の公文書館等への視察、情報の交換、資料交換等を通じ、外國の公文書館、公文書館制度等に関する情報の収集及び蓄積を行う。また、国際会議における発表等を通じて、館に関する情報の海外発信に努める。	・同上				・平成20年から継続しているオマーン国立公文書館との相互交流の一環として、10月9日から19日まで、同行職員2名を修復技術研修生として受け入れた。 ・点交換事業として、東京外國語大学から依頼を受け、インドネシアスマトラ州から州立公文書館・図書館職員、国立イスラム大学講師等4名の研修生を受入れ、修復技術指導を行った。 (第3章P94~95に記述)	A	A ₃	A ₃	A ₃		
⑤ 調査研究	①) 電子公文書の長期保存等に関する国際動向や技術動向を踏まえて総合的に調査研究を行い、その成果に基づいて、電子公文書の受入れ、保存等に随時活用を図ることとする。 ②) 電子記録管理に取り組んでいる欧州(EU)について電子記録管理システムのモデル要件であるMoReqを中心として、以下の調査等を行った。報告書を館内ホームページに公表。 ③) MoReqの沿革、概要 ④) 同モデル要件の仕様書(主要部分の翻訳) ⑤) MoReqの参考文献一覧の作成 ⑥) 調査研究費	・同上				・7月18日、EASTICAセミナーの国「地図別報告において発表した。 ・8月21~22日、ICAブリスベン大会の日本セッションにおいて、役職員が、館の東日本大震災対応、国立公文書館デジタルアーカイブの概要、アジア蔵本資料センターに関する活動状況を発表するとともに、発表資料等を掲載した英文冊子を配付された。また、冊子の英文ホームページに掲載したICA大会参加報告に、同冊子のPDF版をリンクした。 ・8月21日、ICA大会期間中に開催された国立公文書館長フォーラムにおいて、館長が「スキルと能カーデジタル蔵書入の経験から」と題して発表した。 ・日本における評価選別、日本におけるレコードカードシミュール研究紀要「北の丸第15号を、ICA・EASTICA会員の外国公文書館及び関係機関等13個所に送付し、館の所蔵資料の紹介及び研究機関等に発信した。 (第3章P96に記述)	A	A ₃	A ₃	A ₃	A ₃	・本年度の調査により、欧州の電子記録管理システムに関するモデル要件に係る総合的な情報が、国内に提供された。 また、上記モデル要件を踏まえ、電子公文書等の保管・保存・利用システムに係る相互運用性確保の観点からの検討を行い、当該システムの連携機能に関する課題についての課題を把握した。 さらに、当館次期システムの具体的な検討に当たって、参考となるなど、調査結果の活用を図ることとしている。 (第3章P80~81に記述)

中期計画の各項目	評価項目 (24年度計画の各項目)	評価基準					(記載事項)	実績 (記載事項)	評価理由 自己評価	自己評価 指標 項目	自己評価 分科会評議会
		A	B	C	D						
ii) 歴史公文書等の保存する特定歴史公文書等の関連性、保存環境の在り方、資料の状態、利用頻度等について調査研究を行う。	館の保存する特定歴史公文書等の保存及び修復の在り方、資料の状態、利用頻度等について調査研究を行い、その成果を適宜公表する。	・修復技術等の調査研究及び活用のための検討状況	・国立公文書館から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。	・複数物作成に当つて、本年度より新規に紙から直接デジタル化による方法を採用したことを見まえ、デジタル化技術の活用方法を含め、資料形態別での作業工程及び留意事項を明らかにした。また、資料解説会等の撮影装置や画像データが回収できる場合が増加し、十分に開閉しない資料が本調査からデジタル化に係る特殊な撮影装置や画像データが回収できる場合が増加し、十分に開閉しない資料が本調査結果について、報告書をホームページで公表することもに地方の公文書館等関係機関に送付した。 (第3章P81~82に記述)	A	A ₁₅	A ₁₆	A	A ₁₇	A ₁₈	
iii) 館の保存する歴史公文書等の内容等について、計画的な調査研究を行い、館のレファレンス能力の向上につなげるとともに、その成果を研究紀要「北の丸」に掲載し、併せて各種広報誌及びホームページ等でも積極的に公表し、利用者の利便性向上に資する。	館の保存する歴史公文書等の内容等について、計画的な調査研究を行い、館のレファレンス能力の向上につなげるとともに、その成果を積極的に公表し、利用者の利便性向上に資する。	・調査研究及び成 果の公表状況	・同上	・内閣文庫の「絵入り本」について、本年度は「和歌山・伊賀・伊勢・三重・近畿・四国・北九州」などの書籍を含む内閣文庫の「絵入り本」について、本年度は「和歌山・伊賀・伊勢・三重・近畿・四国・北九州」などの書籍を対象として調査を行い、紀元文の口会・風景画などの挿絵を含む絵入り版78件について解説を作成した。 ・内閣文庫においては、旗本の天野改五右衛門長重(1621~1705)が40年以上にわたり書き組した教訓や諸記録を収録した「忠忠志集」(全22冊)の編目(2,015件)を作成した。 ・内閣文庫の「絵入り本」について、本年度は「和歌山・伊賀・伊勢・三重・近畿・四国・北九州」などの書籍を対象として調査を行い、紀元文の口会・風景画などの挿絵を含む絵入り版78件について解説を作成した。 ・平成20~23年度の調査の過程で、「宋版」及び「元版」のリストから選ねた「元版」18タイトル、「元版」か「明版」であるか研究者の判断が分かれもの8タイトル、計26タイトルについて調査を行い、解説を作成した。 ・以上の成果は平成25年以降、「北の丸」に順次掲載するなどの方法により、一般の利用にも供する予定である。また、本年度までの調査結果を参考にして、関係資料を当館ホームページの今月のアーカイブで紹介した。 (第3章P82~84に記述)	A	A ₁₉	A ₂₀	A	A ₂₁	A ₂₂	
⑦ 損災公文書等復旧事業の実施	東日本大震災により被災した地方公共団体が、被災公文書等の修復を早急に進めることを要するため、必要な体制を整えるとともに、歴史公文書等の保存及び利用に関する専門的技術的支援を行う。	・修復に当たる人材育成の開催状況	・同上	・岩手県大船渡市、宮城県石巻市において、被災公文書等の保護及び技術研修を実施し、修復研修生31名を育成した。 (第3章P12~13、第3章P38~90に記述)	A	A ₂₃	A ₂₄	A	A ₂₅	A ₂₆	

中期計画の各項目	評価項目 (24年度計画の各項目)	評価基準					実績 (記載本項)			自己評価 基準	分科会評議 会議指標	評価理由	
		A	B	C	D	E	F						
(4) 研修の実施その他の人材の養成に関する指標	(4) 研修の実施その他の人材の養成に関する指標	前年度から公文書管理制度に則して実施している体制や、地方公共団体等の文書の保存・利用機関に対する体制的な研修を、下記(i)及び(ii)のとおり実施する。 なお、アーカイブス研修ⅠからⅢ及び公文書管理制度ⅠからⅢの年間延べ受講者は350名程度を目標とする。	・年間の受講者数(約350名程度)	100%	75%以上	25%以上	25%未満	100%以上	100%以上	A	A ₄₁	A ₄₄	館主導の研修について、公文書管理制度について、制度への関心の高まりを背景に、年2回の受講者数を確保している。また、受講者の満足度が高いため、地味の差異が認められることなく評価できる。
		i) 國、地方公共団体等の文書の保存利用機関の職員に対する体制的な研修を実施する。また、研修内容について平成22年度中に検討を行い、平成23年度からその検討結果を反映する。	・アーカイブス研修Ⅰ、アーカイブス研修Ⅱ、アーカイブス研修Ⅲ、地域研修会を実施する。	・アーカイブス研修Ⅰからの開催状況	・国立公文書館から説明を受け、分科会委員会より判断する。	・内閣公文書館から説明を受け、公文書等の評議にアーカイブス研修Ⅱを開催(25年1月22～24日(3日間))	・内閣公文書館から説明を受け、公文書等の評議にアーカイブス研修Ⅲを開催(24年9月3～7日(5日間))	・内閣公文書館の評議別について】アンケート回答率:97.8%	・満足「ほぼ満足」の回答率:100%	A	A ₄₁	A ₄₄	・満足「ほぼ満足」の回答率:91.9% アーマ「公文書等の評議別について】アンケート回答率:81.1% アンケート回答率:38%満足45名 アンケート回答率:97.8%
		ii) 行政機関及び独立行政法人等の職員による公文書管理制度の重要性に関する意識啓発や、歴史公文書等の適切な保存及び移管を確保するための向上させるための研修として、公文書管理制度Ⅰ、公文書管理制度Ⅱ、府省別行政文書管理制度を実施する。	・公文書管理制度Ⅰ等の開催状況	・公文書管理制度Ⅰ等の開催状況	・同上	・公文書管理制度Ⅱを年2回(各回1日間)開催(第3章P98～100に記述)	・公文書管理制度Ⅱを年2回(各回1日間)開催(第3章P98～100に記述)	・満足「ほぼ満足」の回答率:93.6%	・満足「ほぼ満足」の回答率:93.6%	A	A ₄₁	A ₄₄	・満足「ほぼ満足」の回答率:93.6% アンケート回答率:87%満足173名 アンケート回答率:87.3% 満足「ほぼ満足」の回答率:94.7% 第2回(24年12月4～7日) 受講者数:371満足137名 アンケート回答率:93.4% 「満足「ほぼ満足」の回答率:91.4%

中期計画の各項目	評価項目 (24年度計画の各項目)	指標	評価基準 A B C D	実績 (記載事項)		自己評価 備考	分科会評価 指標 項目	評価理由
				前期 (2週間、後期 (11月5~16日(2週間))	後期 (24年9月24日~10月5日 内受講者数:アーカイブス研修Ⅲの全部又は一部の科目を受講 府省別行政文書管理研究修習を研修等とそれ共同して開催し、J3機関、13機関、103名の受講があつた。 (第3章P96~98に記述)			
専門職員(アーキビスト)養成の強化方策を検討し、その結果を適切に反映させるために、関係機関と連携した専門職員養成等に取り組む。	専門職員(アーキビスト)養成の強化方策を検討する。専門職員養成等に取り組むとともに、高等教育機関と連携した研修を実施する習生の受け入れ状況	・アーキビスト養成の強化方策に関する検討及び実習生を受け入れる。	・国立公文書館から説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。	・公文書管理修習Ⅲを開催(前期:2週間、後期:11月5~16日(2週間))内受講者数:アーカイブス研修Ⅲの全部又は一部の科目を受講府省別行政文書管理研究修習を研修等とそれ共同して開催し、J3機関、13機関、103名の受講があつた。 (第3章P96~98に記述)	・アーキビスト養成の強化方策として、アーカイブス研修Ⅲにおいて、学習院大学大学院アーカイブス学専攻による講義等を実施し、引き継ぎ、高等教育機関と連携した取組に基づき、高等教育機関と連携した人材養成に係る実習(アーチバイング)として、「独立行政法人国立公文書館実習実施要領」に基づき、大学院の在籍者を対象とする実習(アーチバイング)の受け入れを実施している。平成24年度は、アーカイブス研修Ⅲの受入れを実施し、3機関4名の参加があった。(第3章P10、第3章P99~100に記述)	A A ₃ A ₄	A ₄	・アーキビスト養成の強化方策として、アーカイブス学専攻による講義等を実施し、引き継ぎ、高等教育機関と連携した取組として、「独立行政法人国立公文書館実習実施要領」に基づき、大学院の在籍者を対象とする実習(アーチバイング)の受入れを実施している。平成24年度は、アーカイブス研修Ⅲの受入れを実施し、3機関4名の参加があった。(第3章P10、第3章P99~100に記述)
上記ⅠからⅢ)までについては、「公文書管理制度を支える人材養成のためのPTIにおける上記Ⅰ)からⅢ)までの検討状況	上記Ⅰ)からⅢ)までについては、「公文書管理制度を支える人材養成のためのPTIにおける上記Ⅰ)からⅢ)までの検討状況	・PTIにおける上記Ⅰ)からⅢ)までの検討状況	・同上	・上記Ⅰ)からⅢ)までについては、「公文書管理制度を支える人材養成等のためのプロジェクトチーム(以下PTI)と高等教育機関と連携した人材養成のためのPTIにおいては、平成24年度のアーカイブス研修Ⅲ及びⅣの事業報告、アーカイブス研修Ⅲのテーマ等のほか、平成25年度の研修計画等について検討を行つた。(第1章P10、第3章P100に記述)	・上記Ⅰ)からⅢ)までについては、「公文書管理制度を支える人材養成等のためのプロジェクトチーム(以下PTI)と高等教育機関と連携した人材養成のためのPTIにおいては、平成24年度のアーカイブス研修Ⅲ及びⅣの事業報告、アーカイブス研修Ⅲのテーマ等のほか、平成25年度の研修計画等について検討を行つた。(第1章P10、第3章P100に記述)	A A ₃ A ₄	A ₄	・上記Ⅰ)からⅢ)までについては、「公文書管理制度を支える人材養成等のためのプロジェクトチーム(以下PTI)と高等教育機関と連携した人材養成のためのPTIにおいては、平成24年度のアーカイブス研修Ⅲ及びⅣの事業報告、アーカイブス研修Ⅲのテーマ等のほか、平成25年度の研修計画等について検討を行つた。(第1章P10、第3章P100に記述)
国、地方公共団体その他の外部の機関において行われる研修に対し、講師派遣等の支援を行う。	アジア歴史資料のデータベースの構築及び情報提供	⑤アジア歴史資料セミナー(以下「アジセミ」という。)の当面の目標である約3,000万画像の整備を目指し、平成24年度にかけて事業を展開する。また以前年度に引き継ぎ公開読み込みデータを過渡して点検し、データベースの精度改善を図る。広範な利用者層のニーズに応えるため、「インターネット特別展」等のコンテンツの拡充を図ると共に、国内外の関係機関文書館、学術会議等との協力関係を強化する。	・研修への講師派遣等の支援を行う。	・研修への講師派遣等の支援	・I(2)(iii)及びI(3)(4)(i)のとおり。	A A ₃ A ₄	A A ₃	・I(2)(iii)及びI(3)(4)(i)のとおり。
① アジア歴史資料データベースの構築及び情報提供	① アジア歴史資料データベースの構築及び情報提供	① アジア歴史資料データベースの構築及び情報提供及び情報提供	・平成25年度以降のデータベース構築計画の策定状況	・データベース構築計画の調整を図るためにアジア歴史資料整備担当者会議(アジセミと三機関にて開催し、今後のデータベース構築及び情報提供及び情報提供に係る議論等に付随して意見交換を行つてこれを踏まえて調整の結果、平成25年度は国立公文書館から約42万コマ、外務省外史科館から約16万コマ、防衛省防衛研究所から約40万コマが提供されることとなり、昨年度の業務実績報告書に記載したようにデータ提供数等は各年度ごとに定めることとなつて合意したものである。	・データベース構築計画の調整を図るためにアジア歴史資料整備担当者会議(アジセミと三機関にて開催し、今後のデータベース構築及び情報提供及び情報提供に係る議論等に付随して意見交換を行つてこれを踏まえて調整の結果、平成25年度は国立公文書館から約42万コマ、外務省外史科館から約16万コマ、防衛省防衛研究所から約40万コマが提供されることとなり、昨年度の業務実績報告書に記載したようにデータ提供数等は各年度ごとに定めることとなつて合意したものである。	A A ₃	A A ₃	・データベース構築計画の調整を図るためにアジア歴史資料整備担当者会議(アジセミと三機関にて開催し、今後のデータベース構築及び情報提供及び情報提供に係る議論等に付随して意見交換を行つてこれを踏まえて調整の結果、平成25年度は国立公文書館から約42万コマ、外務省外史科館から約16万コマ、防衛省防衛研究所から約40万コマが提供されることとなり、昨年度の業務実績報告書に記載したようにデータ提供数等は各年度ごとに定めることとなつて合意したものである。
前期計画に引き継ぎデータベース構築の効率化を図り、受入れ資料の1年以内の公開を実施する。	① アジア歴史資料データベースの構築及び情報提供	① 前期計画に引き継ぎデータベース構築の効率化を図り、受入れ資料の1年以内の公開を実施する。	・データベース構築計画の策定状況	・データベース構築計画の策定状況	・データベース構築計画の策定状況	A A ₃	A A ₃	・データベース構築計画の策定状況

中期計画の各項目	(24年度計画の各項目)	評価項目	指標				評価基準	実績	目標	自己評価	分科会評価	評価理由	
			A	B	C	D							
ii) テータベース構築計画に基づき、国立公文書館については平成24年度に、外務省外交史料館及び防衛省防衛研究所については平成23年度にデータベース化された資料の提供を受ける。	iii) デジタル画像の受入れ状況	・データベース構築計画に基づき、国立公文書館については平成24年度に、外務省外交史料館及び防衛省防衛研究所からは約46万画像、外務省外交史料館から約93万画像、合計約75万画像である。これに加えて、1年以内の公開に向けて作業中である。(第4章P14、第4章P103に記述)	・受け入れた画像の1年以内の公開状況	100%以上	75%以上	25%以上	25%未満	・平成24年度中に受け入れた約160万画像は、平成25年3月までにすべて所用の作業を終了し、提供から1年内に公開するという目標を達成した。(第4章P14、第4章P103に記述)	・平成24年度中に受け入れた約160万画像は、平成25年3月までにすべて所用の作業を終了し、提供から1年内に公開するという目標を達成している。	A	A _{st}	A _{ss}	実績目標を達成している。
資料については、画像変換や目録作成等を行い、平成23年度の受入分160万画像の1年以内の公開を実施する。平成24年度の受入分についても、受入れから1年以内の公開を目指し、作業を進めめる。これらにより平成24年度には公開資料累計約2,600万画像に達することを目指す。	iv) 国内外の利用者のニーズをよりよく反映した情報提供システムの改善を図る。	・受け入れた画像の1年以内の公開状況	100%以上	75%以上	25%以上	25%未満	・平成23年度提供分の約160万画像は約2,600万画像となり目標を達成した。(第4章P14、第4章P103に記述)	・平成23年度提供分の約160万画像は約2,600万画像となり目標を達成した。(第4章P14、第4章P103に記述)	A	A _w	A _{st}	精度向上のため過去点検について適切に実施されているが、点検じた数字が間違っていることから、チヤック体制にて適切に整備されることが望まれる。	
② アジア歴史資料センターの利用者の推進	iii) 國内外の利用者のニーズをよりよく反映した情報提供システムの改善を図る。	・既公開データの遷移状況	・既公開データの点検状況	・国立公文書館から脱会員の協議により判断する。	・既公開データの点検を行い、データベースの精度向上を図った。平成24年度は、目録データを中心とした修正を行った。また、今後の点検作業の効率化による点検手順を作成した。(第4章P103に記述)	・既公開データの点検を行い、データベースの精度向上を図った。平成24年度は、目録データを中心とした修正を行った。また、今後の点検作業の効率化による点検手順を作成した。(第4章P103に記述)	A	A _{st}	A _{ss}	精度向上のため過去点検について適切に実施されているが、点検じた数字が間違っていることから、チヤック体制にて適切に整備されることが望まれる。			
③ アジア歴史資料センターの利用者の推進	iv) 多言語対応や検索手段の充実等をはじめ、アジア歴史資料センターのホームページの改善を図る。	・検索機能の充実により、検索精度の向上	・検索精度向上に向けた取組の実施状況	・国立公文書館から脱会員の協議により判断する。	・検索機能の拡大を図るために、(1)基本語37語について、合計364語の同義語を、(2)基本語7,800語について、合計33,898語の差記体データを登録した。(第4章P103～104に記述)	・検索機能の向上を図るために、(1)基本語37語について、合計364語の同義語を、(2)基本語7,800語について、合計33,898語の差記体データを登録した。	A	A _{st}	A _{ss}	検索機能の向上を図るために、(1)基本語37語について、合計364語の同義語を、(2)基本語7,800語について、合計33,898語の差記体データを登録した。			
④ アジア歴史資料センターの理解促進	i) 利用者の動向、ニーズ等把握するため、アンケート調査等を実施する。	・関係機関との連携を強化し、ホームページでのリンク網の拡充、資料の横断検索先の拡大の状況	・リンク網の拡充、横断検索先の拡大の状況	・国立公文書館から脱会員の協議により判断する。	・情報提供資料の拡大を図るために取組として、新しいシンクによりによる情報提供方式を導入することになり、実施に向けた準備作業を行った。また、次年度大学附属図書館との連携による情報提供を、平成25年5月に開始することになった。(第4章P14、第4章P104～105に記述)	・情報提供資料の拡大を図るために取組として、新しいシンクによりによる情報提供方式を導入することになり、実施に向けた準備作業を行った。また、次年度大学附属図書館との連携による情報提供を、平成25年5月に開始することになった。	A	A _{st}	A _{ss}	情報提供資料の拡大を図るために取組として、新しいシンクによりによる情報提供方式を導入することになり、実施に向けた準備作業を行った。また、次年度大学附属図書館との連携による情報提供を、平成25年5月に開始することになった。			
ii) アジア歴史資料センターの理解促進	iii) 前期計画に引き続き、計画的かつ効果的な広報活動を実施する。	・利用者の動向、ニーズ等把握するため、アンケート調査等を実施する。	・利用者の動向等のアンケート調査等の実施の状況	・リーフレット配布、デモンストレーションの実施状況等	・アジア歴史資料センターの理解促進(アジ歴)に対する認知度等について、また、アジ歴利用者層のある施設の職員に対し、利用状況等について、インターネット等を利用してアンケート調査を実施した。(第4章P110～112に記述)	・アジア歴の理解促進(アジ歴)に対する認知度等について、また、アジ歴利用者層のある施設の職員に対し、利用状況等について、インターネット等を利用してアンケート調査を実施した。	A	A _{st}	A _{ss}	アジア歴の理解促進(アジ歴)に対する認知度等について、また、アジ歴利用者層のある施設の職員に対し、利用状況等について、インターネット等を利用してアンケート調査を実施した。			
iv) 利用者の拡充を図るため、インターネット上の特別展を実施する。	iv) 利用者の拡充を図るため、インターネット上の特別展を実施する。	・関係機関の協力を得て、リーフレット配布、デモンストレーションの実施状況等	・同上	・本年度は、特に企画立案等の業務上の利用が期待される図書館、博物館の専門的職員を対象とした取組を行った。具体的的には、アジア歴紹介37回(国書館向け20回、博物館向け17回)を行い、各参加館向けにリーフレット12,740部、ポスター173枚を配布した。このほか、図書館関係者向けの大会等における展示ブースの出展(7回)、海外における講演やバース出展(3回)等を実施した。(第1章P14、第4章P105～108に記述)	・本年度は、特に企画立案等の業務上の利用が期待される図書館、博物館の専門的職員を対象とした取組を行った。具体的的には、アジア歴紹介37回(国書館向け20回、博物館向け17回)を行い、各参加館向けにリーフレット12,740部、ポスター173枚を配布した。このほか、図書館関係者向けの大会等における展示ブースの出展(7回)、海外における講演やバース出展(3回)等を実施した。	A	A _{st}	A _{ss}	アジア歴へのアクセスは平成22年度から減少している。今後、利用者が一過性にどちらに集中するのではなく、さらに複数方向に利用してもらうためのより多角的なアプローチが必要ではないか。				

中期計画の各項目	評価項目 (24年度計画の各項目)	指標	評価基準 A B C D	実績 (記載事項)		自己評価 A _{ss}	分科会評価 A _{ss}	評価理由
v) 学校教育等をはじめ、国内の大学や研究機関との関係強化を図るため、セミナー、セミナーやモニストレーション等を効果的に行う。	i) ホームページ上のコンテンツ(インター)特別展等の先案を図る。	・コンテンツ充実の状況	- 同上	・新規のインターネット特別展として「知つてないまるほど明治・大正・昭和初期の生活と文化」(平成25年1月公開)、「近代日本のこんな文化」(平成25年1月公開)を公開しました。また、アジアビックスについても、利用者からのお問い合わせが多いテーマとして「西南戦争及び薩摩の大平洋戦争」の小トピックとして「東京大空襲」を新たに公開したほか、社会科授業用資料リストの項目追加を行った。(第1章P14、第4章P108~110に記述)	A	A _{ss}	B _{ss}	センターのPR活動について、セミナー等に限らず、トピックスのテーマを工夫するなど様々な試みが行われることが期待される。
v) 関係諸国との利用を容易にし、併せてアジア近隣諸国との相互理解の促進に貢献するため、国外の大学・研究機関との交流を行う。	vi) メールマガジン形式のニュースレターを発行し、アジアの活動を発信する。	・ニュースレターの配信状況	- 同上	・日本語及び英語によるアジア版ニュースレターを3回発行し、アジア圏の取組や新規公演資料の紹介を行った。 ①第7号(1月) ②第8号(10月) ③第9号(平成25年2月) (第4章P110に記述)	A	A _{ss}	A _{ss}	要支点等のニュースの例などによっており、利用者に興味を抱かせたり、HP上の成果コンテンツを分賞したり、HPには違う付加的な情報を載せることが必用ではないか。また、国内外の大学や研究機関からのどのような意見が来ているのかといった利用主体の情報についても把握することが望ましい。
<p>③ データベース構築の在り方についての平成23年度までに、これまでのデータベース構築の実績や今後に対する課題を洗い出した上で、平成24年度以降データベース構築の在り方について検討し、結論を得る。</p> <p>業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置</p> <p>(1) 事務事業の効率化、合理化について、不斷の見直し等を行う。</p> <p>(2) 業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置</p> <p>(1) 公文書管理制度に基づき、館に求められる役割や業務に適切かつ効率的に対応するなどとともに、組織・予算の肥大化を防ぐ観点から、公文書管理制度が施行されるまでに、既存の事務や事務処理手順を洗い出し、外部委託や資金負担の活用等による一層の効率化、合理化の視点を入れ、無駄がない徹底的な見直しを行う。</p>								
<p>・アジア歴史資料センター資料提供システムの機能向上を必要最低限に止めたほか、特定歴史公文書等の複数制作について直接デジタル化による効率化を図るなど、事務事業の合理化に努めた。</p> <p>(第1章P14、第2章P27~29に記述)</p> <p>・国立公文書館から説明等を受け、分科会委員の協議により判断する。</p>								

中期計画の各項目	評価項目 (24年度計画の各項目)	指標	評価基準 A B C D	実績 (記載事項)		自己評価 A A ₁ A ₂	評価理由 事業費が削減され効率化が推進している。
				（記載事項）			
(2) 一般管理費(人件費を除く。)及び事業費の総額について、毎年度平均で前年度比2%以上を削減する。	(2) 中期計画を踏まえ、一般管理費(人件費を除く。)及び事業費の総額を削減する。(経費削減の状況)	・経費の削減の状況	・同上	・不断の業務・事業の見直しを着実に実施するとともに、契約の適正化により経費の削減を図り、平成24年度における一般管理費(人件費を除く。)及び事業費の総額(新規に追加又は既存さらものを除く。)は、対23年度68百万円、6.3%の削減となった。(第1章P14、第2章P26～30に記述)		A A ₁ A ₂	事業費が削減され効率化が推進している。
(3) 簡素で効率的な政務を実現するための行政改革の推進に賛同する法律(平成18年法律第47号)に基づき、平成17年度から5年間で平成17年度末までに、平成22年度に人員削減を行うこととし、平成18年度に常勤職員2名の削減を行なう。さらに、「経済政策運営と構造改革」に関する基本方針2006(平成18年度)の閣議決定(平成17年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで推進する。	(3) 国に準じた給与の見直しに取り組む。	・役職員給与の見直し状況	・同上	・国立公文書館から説明を受け、分科会委員のほうは議論により判断する。	・国家公務員の例に準じて、国家公務員の給与の改定及び臨時特別に係る法律の施行に伴う変更を行った。(第1章P14、第2章P24、29～30に記述)	A A ₁ A ₂	国家公務員の例に準じて、国家公務員の給与の改定及び臨時特別に係る法律の施行に伴う変更を行った。(第1章P14、第2章P24、29～30に記述)
(4) 国立公文書館の給与構造改革を踏まえ、目標水準・目標期限を設定した給与水準の適正化を引き継ぎ図るとともに、検証結果や取組状況を館ホームページも活用して公表する。	(4) 平成19年12月に策定した「簡易契約見直し計画」を着実に実施するなどにより、「独立行政法人の契約状況点検・見直し」について(平成21年11月閣議決定)に基づき競争性のない簡易契約を見直しを更に徹底し、一般競争入札等(競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない簡易契約は含まれない)に於いても真に競争性が確保されるか点検・検証することにより、契約の適正化を推進する。	・簡易契約見直し 等契約の適正化指 定状況	・同上	・簡易契約見直し 等契約の適正化指 定状況	・競争性のない簡易契約を見直しを更に徹底し、一般競争入札等(競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない簡易契約は含まれない)に於いても真に競争性が確保されるか点検・検証することにより、契約の適正化を推進する。	A A ₁ A ₂	簡易契約の妥当性や一般競争入札競争性契約は全くない。競争性がない簡易契約は全くない。への移行について見直すとともに、一般競争入札等の参加の緩和や公募期間の充分な確実性の確保に努めた。また、契約監査委員会において、その改善状況についてのオローバップを行つた。平成24年度の随意契約の件数は9件(対前年度2件減)であった。(第1章P14、第2章P30～32に記述)
(5) 引き続き、「国立公文書館デジタルアーカイブシステム最適化計画」及び「アジア歴史資料センター資源提供システム最適化計画」に開設する業務・システム最適化計画(以下「最適化計画」といいます)を実施するため、最適化計画の運用等を行うとともに、「業務・システム最適化実施状況報告書」及び「最適化実施評価報告書」を作成し、公表する。	(5) 「国立公文書館デジタルアーカイブシステム最適化計画」及び「アジア歴史資料センター資源提供システム最適化計画」に開設する業務・システム最適化計画(以下「最適化計画」といいます)を実施するため、最適化計画の運用等を行うとともに、「業務・システム最適化実施状況報告書」及び「最適化実施評価報告書」を作成し、公表する。	・最適化計 画に基づく業務 の実施状況及 び報告書の作成状況	・同上	・最適化計 画に基づく業務 の実施状況及 び報告書の作成状況	・最適化計画に基づく業務の実施状況及び報告書の作成状況	A A ₁ A ₂	・業務・システム最適化計画(ガイドライン)に従い、6月29日に平成23年度「最適化計画実施状況報告書」及び「最適化実施評価報告書」を作成、公表した。(第2章P20～21に記述)
予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画別紙のとおり。 なお、自己収入の増に引き続き取り組む。	予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画別紙のとおり。 なお、自己収入の増に引き続き取り組む。	・予算、収支計画、 資金計画に対する 実績額	・同上	・年度計画に定める予算に対する決算において、主に以下の理由により差額が生じている。 ①収入における事業収入は、申しの交付等に係る手数料収入の実績額が予算を下回ったことによるものである。 ②支出における公文書等保存利用経費は、入札による差額及び経費削減による減である。(平成24事業年度財務諸表説明P20に記述)	・年度計画に定める予算に対する決算において、主に以下の理由により差額が生じている。 ①収入における事業収入は、申しの交付等に係る手数料収入の実績額が予算を下回ったことによるものである。 ②支出における公文書等保存利用経費は、入札による差額及び経費削減による減である。(平成24事業年度財務諸表説明P20に記述)	A A ₁ A ₂	若干の差額が生じているが、計画を踏まえた実績どなつである。

中期計画の各項目	評価項目 (24年度計画の各項目)	指標	評価基準				実績 (記載事項)	自己評価 自己評価	評価理由 評価理由						
			A	B	C	D									
短期借入金の限度額 短期借入金の限度額は、1億円とし、運営費交付金の出入口に時間差が生じた場合、不測の事態が生じた場合等に用いるものとする。	短期借入金の限度額 短期借入金の限度額は、1億円とし、運営費交付金の出入口に時間差が生じた場合、不測の事態が生じた場合等に用いるものとする。	・短期货入金の発行 ・現状	・同上				・実績なし (第2章P30に記述)	-	-64						
重要な財産の処分等に関する計画の見込みはない。 重要な財産等の処分等に関する計画の見込みはない。	重要な財産の処分等に関する計画の見込みはない。 重要な財産等の処分等に関する計画の見込みはない。	・重要な財産の処分等に関する計画 その見込みはない。													
剰余金の使途 剰余金は、デジタルアーカイブ化の推進並みにアジア歴史資料のデータベースの構築及び情報提供に充てるものとする。	剰余金の使途 剰余金は、デジタルアーカイブ化の推進並みにアジア歴史資料のデータベースの構築及び情報提供に充てるものとする。	・剰余金は、デジタルアーカイブ化の推進並びに情報提供に充てるものとする。					・目的積立金(通則法第44条第3項積立金)なし (参考)利益剰余金(通則法第44条第3項積立金なし (第2章P30~31及び平成24事業年度財務諸表JP2 に記述)	-	-43						
その他内閣府令で定める業務運営に関する事項 (1) 施設・設備に関する計画 施設・設備の平成22年度～平成24年度の予定額(百万円) 本館耐震補強工事 660 施設整備費補助金	その他内閣府令で定める業務運営に関する事項 (1) 施設・設備に関する計画 施設・設備の平成22年度～平成24年度の予定額(百万円) 本館耐震補強工事 660 施設整備費補助金	・施設・設備に関する計画 平成22年度に取得、整備する施設・設備は次のとおりである。 <table border="1"><thead><tr><th>施設・設備の内容</th><th>予定額(百万円)</th><th>財源</th></tr></thead><tbody><tr><td>本館耐震補強工事</td><td>253</td><td>施設整備費補助金</td></tr></tbody></table>	施設・設備の内容	予定額(百万円)	財源	本館耐震補強工事	253	施設整備費補助金	・施設整備の状況 平成22年度に着手した本館耐震補強工事(平成24年度に完了した。 (第1章P14、第2章P31等に記述)				・国立公文書館から説明等を受け、分科会委員の協議により判断する。	A	A ₄₄ A ₄₅
施設・設備の内容	予定額(百万円)	財源													
本館耐震補強工事	253	施設整備費補助金													
(注)金額については見込みである。	(注)金額については見込みである。														
(2) 人事に関する計画 ① 方針 歴史公文書等の適切な保存及び利用に向け、業務の質の向上及び効率的遂行を図るよう、公文書管理体制の実績等を踏まえ、必要な体制整備について検討を行う。	(2) 人事に関する計画 ① 方針 歴史公文書等の適切な保存及び利用に向け、業務の質の向上及び効率的遂行を図るよう、公文書管理体制の実績等を踏まえ、必要な体制整備について検討を行う。		・館の機能強化等にに対応するための人員配置及び体制整備の取組状況	・同上			・公文書管理体制の実績等を踏まえ、利用検査部門業務の質的・量的拡大に対応するための必要な体制整備について検討を行い、利用検査体制の充実・強化等のために新たに公文書専門員(非常勤)4名に係る予算措置を求めを行い、2名が認められた。 (第1章P13、第2章P19に記述)	A	A ₃₇						
② 人事に関する計画 ① 方針 公文書管理体制及び国立公文書館法に基づく館の機能強化及び業務の多様化に対応する観点から、厚労省の組織の構築やこれに対する必要な人材を適切に確保するとともに効率的な人材配置を行う。	② 人事に関する計画 ① 方針 公文書管理体制及び国立公文書館法に基づく館の機能強化及び業務の多様化に対応する観点から、厚労省の組織の構築やこれに対する必要な人材を適切に確保するとともに効率的な人材配置を行う。		・研修への参加状況 また、職員を館及びその他機関が実施する研修等に積極的に参加させることを目的に、延べ28名の職員を研修に参加させた。 (第1章P14、第2章P23～24に記述)	・研修への参加状況 また、職員を館及びその他機関が実施する研修等に積極的に参加させることを目的に、延べ28名の職員を研修に参加させた。 (第1章P14、第2章P23～24に記述)	・同上		・公文書館の職員として必要な専門的知識等を修得させることが求められることや、職務の遂行に必要な知識等を修得せることを目的に、延べ28名の職員を研修に参加させた。 (第1章P14、第2章P23～24に記述)	A	A ₃₈						
③ 人事に関する計画 平成22年度末の常勤職員数は、期首の2名減とする。 (参考)1) 平成22年度末の常勤職員数 41人 中期目標期間中の人員費 総額 中期目標期間中の人員費総額見込み 2,034百万円 2) 平成22年度末の常勤職員数 39人 (参考)2) 1) 平成22年度末の常勤職員数 41人 中期目標期間中の人員費 総額 中期目標期間中の人員費総額見込み 2,034百万円 以上記の額は、役員報酬(非常勤役員給与を除く。)並びに超過勤務手当に相当する範囲の費用である。	③ 人事に関する計画 平成22年度末の常勤職員数は、期首の2名減とする。 (参考)1) 平成22年度末の常勤職員数 41人 中期目標期間中の人員費 総額 中期目標期間中の人員費総額見込み 2,034百万円 2) 平成22年度末の常勤職員数 39人 (参考)2) 1) 平成22年度末の常勤職員数 41人 中期目標期間中の人員費 総額 中期目標期間中の人員費総額見込み 2,034百万円 以上記の額は、役員報酬(非常勤役員給与を除く。)並びに超過勤務手当に相当する範囲の費用である。														

評価項目 中期計画の各項目	評価項目 (24年度計画の各項目)	指標	評価基準				実績 (記載部項)	自己評価面	評価理由	
			A	B	C	D				
(3) 中期目標期間を越える債務負担するため、次期中期目標期間にわたって要約を行うことがある。	(3) 中期目標期間を超える債務負担するため、次期中期目標期間にわたって要約を行うことがある。	契約状況	・同上	・電子公文書等の移管・保存・利用システムの賃貸借 平成23年4月～28年3月	・アジア歴史資料センター資料提供システムの賃貸借 平成23年10月～28年9月	・アジア歴史資料センター事務室の賃貸借 平成23年9月～28年9月	・国立公文書館LANシステムの借入等 平成24年5月～29年7月	・政府共通ネットワークの機器及び回線の賃貸借 平成25年1月～29年3月	・特定歴史公文書等の利用請求等に対する写しの交付等 平成25年1月～29年3月	A A ₁₂ A ₁₃ 應務負担行為については特に問題はない。

*項目別評価表の自己評価は、独立行政法人が自ら定めた年度計画をどの程度執行したかについて自ら評価したものであり、評価委員会が業務実績評価を行う際の重要な判断材料となるものである。

*評価委員会は、独立行政法人が行つた定量的な指標に基づく自己評価については、自己評価に誤りがないか、指標に基づき適切な自己評価を行っているか等について調査・分析を行い、評価委員会として評価を行つた。

(第2章P31に記述)